

3 0 川 監 公 第 9 号

平成30年11月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監公第3号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
---------	------

同	植村京子
---	------

同	花輪孝一
---	------

同	山田益男
---	------

30川総行革第465号

平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
平成30年3月26日付け30川監報第2号で報告の提出がありました定期監
査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 29 年度定期監査結果に対する措置状況

1 不納欠損処分を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則(昭和 39 年規則第 31 号)第 58 条第 1 項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

債権管理についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていなかった事例があった。

不納欠損処分を適正に行われたい。

(1) 生活資金貸付金返還金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成している債権について、不納欠損処分の手続を行いました。

今後は、債権管理の適正化に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター保護第 1 課、大師地区健康福祉ステーション保護課、田島地区健康福祉ステーション保護課、高津区役所保健福祉センター保護課、多摩区役所保健福祉センター保護第 1 課)

(2) 高額介護サービス費返還金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成している債権について、不納欠損処分の手続を行いました。

今後は、債権管理の適正化に努めます。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション)

2 国民健康保険料の減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第39条第1項によると、市長は、必要があると認めるときは保険料を減免するとされている。

また、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱によると、所得減少世帯については、減免申請時において把握した収入金額から推計する減免基準所得金額等に応じて保険料を減額することとされている。

所得減少世帯に係る減免についてみたところ、減免基準所得金額の算定に当たり、収入金額の推計の基礎とする月を誤って認定したことにより、減免額を過少に算出している事例があった。

また、国民健康保険料減免事務取扱要領によると、減免基準所得金額の算定に当たり、学生のアルバイト収入については、収入として認定しない範囲が定められているものの、その確認を行っていない事例があった。

国民健康保険料の減免事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、減免基準所得金額を正しく算定し直し、これに基づく減免額を当該世帯主宛てに通知しました。

また、窓口での減免申請受付時において、対象世帯の状況の聞き取りと必要な提出資料の確認を漏れなく確実に行うよう周知徹底しました。

今後は、国民健康保険料の適正な減免事務に努めます。

（幸区役所区民サービス部保険年金課）

3 徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項及び川崎

市金銭会計規則第44条によると、歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、納入すべき金額等を誤っていないかどうか、その他法令、条例又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、これをしなければならないとされている。

市が主催する公演の観劇料に係る徴収事務についてみたところ、市の歳入として調定が行われていたものの、金額や徴収方法についての決裁を経ていなかった。

徴収すべき金額等に係る意思決定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、総務課長より区役所内に文書で通知を行い、また区管理職会議等において注意喚起を行うなど、周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

4 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第231条の3第1項によると、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされており、川崎市債権管理規則(平成26年規則第18号)第4条第1項及び川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年上下水道局規程第21号)第4条第1項によると、督促は履行期限後20日以内に督促状を債務者に送付することにより行うものとされている。

また、川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名又は名称等を台帳に記録しなければならないとされており、また、台帳

に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき等は、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならないとされている。

滞納債権の管理についてみたところ、次の事例があったので、管理を適正に行われたい。

(1) 督促状を発していなかった事例

ア 老人保護措置費負担金

[措置内容]

指摘事項については、債務者に説明の上、納付いただきました。

また、再発防止のため、中原区債権対策部会において周知徹底しました。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

イ 排水設備指定工事店の指定の手数料

[措置内容]

指摘事項については、事業者宛てに督促状を送付しました。

また、再発防止のため、所定の期間内に督促状を送付するよう、課内で周知徹底しました。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(上下水道局下水道部下水道管理課)

(2) 折衝経過等を記録していなかった事例

老人保護措置費負担金、高額介護サービス費返還金

[措置内容]

指摘事項については、台帳を作成し、折衝経過等を記録しました。

また、再発防止のため、中原区債権対策部会において周知徹底しまし

た。

今後は、適正な滞納債権の管理に努めます。

(中原区役所保健福祉センター高齢・障害課)

5 延滞金を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第6条第1項によると、地方自治法第231条の3第1項に規定する使用料等の税外収入金について同項の規定による督促をしたときは延滞金を徴収することとされている。

市民館使用料の徴収事務についてみたところ、延滞金を徴収していない事例があった。

納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、延滞金を適正に徴収されたい。

[措置内容]

指摘事項については、債務者に説明を行った上で、延滞金を納付いただきました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

6 市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

宮前区役所では、広告付き庁舎等案内表示板設置に係る市有財産貸付契約を行っている。市有財産一時貸付契約書第10条によると、案内板に係る電気料は、市が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する日までに納入することとされている。しかしながら、当該契約に係る電気料は、納入通

知書が作成されておらず、借受人から納入されていなかった。

市有財産の貸付に伴う電気料の収入事務を適正に行われたい。

なお、本件は平成26年度の定期監査における指摘を受け改善したものが継続されなかった事例であるため、引継ぎを適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、借受人宛てに当該電気料に係る納入通知書を発送し、全額の納入を確認しました。

また、課内会議において全職員に周知徹底を行い、引継ぎを徹底することとしました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる周知徹底を図り、適正な収入事務に努めます。

(宮前区役所まちづくり推進部企画課)

7 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行同等の手続を適正に行われたい。

また、相当長期間（6か月以上）にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

[措置内容]

指摘事項については、該当課内で適正な予算執行伺いの作成等について周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、高津区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課）

また、相当長期間にわたり予算執行伺いを作成していなかった事例については、該当課内で適正な予算執行伺いの作成等について周知徹底し、今後も継続して注意喚起を行っていくこととします。

合わせて、今後同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図ってまいります。

（幸区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター保護第1課）

8 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、区管理職会議や課内会議などにおいて、適正な契約手続を行うよう周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適切な事務執行に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課、麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当)

9 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 複写機の利用に係る収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、川崎市金銭会計規則等に定められた期間内に払込みが行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、所定の期間内に払込手続を行うよう、課内で周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を

図り、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(2) 広告放映に係る電気料の算定を適正に行うべきもの

事業者負担としている広告放映に係るディスプレイの電気料について、
金額の算定における放映時間の取扱いを誤り、過少に算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な電気料の算定を行い、事業者宛てに不足額の追加請求を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(幸区役所区民サービス部区民課)

(3) 滞納整理簿を適正に作成すべきもの

老人保護措置費負担金の滞納債権について、滞納整理簿の作成を行って
いなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該滞納債権に係る滞納整理簿の作成を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(高津区役所保健福祉センター高齢・障害課)

(4) 収納事務委託の告示等を行うべきもの

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、収納事務委託の告示等を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を

図り、適正な事務執行に努めます。

（上下水道局サービス推進部営業課）

（５）固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

1か月の土地の使用料について、月割で算定し消費税等を非課税とすべきところ、日割かつ課税として算定していた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、正しい使用料を算定した上、土地使用者に対し還付手続を行いました。

今後は同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（上下水道局長沢浄水場浄水課）

（６）日本年金機構への届出を適正に行うべきもの

非常勤嘱託員の算定基礎届において、通勤手当を過大に記載したことにより、本来と異なる標準報酬月額で決定され、日本年金機構に納付する保険料の金額が過大となっていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、日本年金機構宛て算定基礎届の訂正届を提出しました。

また、今後の提出にあたっては、複数職員での確認などを行うこととしました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（麻生区役所保健福祉センター児童家庭課）

（７）単価契約に係る契約書等に必要事項を記載すべきもの

一般廃棄物処理業務委託について、支払金額の根拠となる排出量の計算

方法を契約書等に記載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成30年度の当該業務委託において、契約書等に排出量の計算方法を記載しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(中原区役所まちづくり推進部総務課)

(8) 公園施設設置許可手続を適正に行うべきもの

都市公園内における町内会所有の防災用資器材保管庫に係る公園施設設置許可手続が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該町内会から設置の申請を受け、設置許可手続を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所道路公園センター管理課)

(9) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、会計管理者へ重要物品の増減について報告を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

イ 不用の決定又は処分の決定を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、大師支所区民センター、田島支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護第1課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、中原区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、上下水道局総務部管財課、長沢浄水場浄水課)

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認されたものについては、不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部

区民課、同保険年金課、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、保健福祉センター児童家庭課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

エ 備品整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品を備品整理簿に登載しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(中原区役所危機管理担当、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課)

オ 保管換えの処理を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の保管換えを行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター)

(10) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求処理を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。

また、該当課内において、消耗品の管理を適正に行うよう周知徹底しま

した。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(川崎区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、同高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同生涯学習支援課、保健福祉センター高齢・障害課、同保護課、同地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター保護課、同衛生課、同地域みまもり支援センター担当、多摩区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター保護第1課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、保健福祉センター衛生課、同地域みまもり支援センター担当)

(11) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

ア 用途廃止の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、改めて固定資産の現状を確認の上、用途廃止の手続を行った上で除却しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、長沢浄水場浄水課)

イ 固定資産台帳と消耗工具器具及び備品受払簿に重複して登載していた事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗工具器具及び備品受払簿を修正しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(上下水道局長沢浄水場浄水課)

(12) 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

ア 区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、区金銭出納員、区金銭取扱員又は区物品取扱員を任命しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な任命手続に努めます。

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課、幸区役所区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部企画課、区民サービス部区民課、保健福祉センター高齢・障害課、同地域みまもり支援センター担当、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター高齢・障害課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所まちづくり推進部企画課、同地域振興課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当)

イ 区金銭出納員又は区金銭取扱員を置くこととされていない箇所で任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該区金銭出納員又は区金銭取扱員の解任を行い

ました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な任命手続に努めます。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、田島地区健康福祉ステーション、中原区役所保健福祉センター児童家庭課、多摩区役所保健福祉センター児童家庭課)

ウ 区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、未処理となっていた辞令の交付手続等を行い、当該区金銭出納員、区金銭取扱員、区物品出納員、区物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手続を完了させました。

今後は、同様の事例が発生しないよう管理職会議等を通して更なる徹底を図り、適正な手続に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター児童家庭課、中原区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、高津区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、同生涯学習支援課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、保健福祉センター地域みまもり支援センター担当、多摩区役所区民サービス部区民課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部保険年金課、保健福祉センター衛生課)